

鳴門市道の駅「第九の里」物産館  
地場産品等販売事業者募集要項  
(公募型プロポーザル方式)

令和8年1月

鳴門市

## 目 次

1 島根市道の駅「第九の里」物産館地場産品等販売事業者募集の趣旨	1
2 公募により選定された者及び選定方法等	1
(1) 公募により選定された者の物産館の利用	
(2) 選定方法	
(3) スケジュールの概要	
(4) プロポーザルに関する書類提出及び問い合わせ先	
3 応募に必要な書面等の提出について	1
(1) 公募型プロポーザル参加申込に必要な書面及び当該書面による応募申込の提出期間	
(2) 提案書類の提出（提案を求める項目）及び当該書面の提出期間	
(3) 上記（1）及び（2）の書面の提出方法	
(4) 上記（1）及び（2）の書面の提出後の取り扱い	
(5) 上記（1）から（4）までを除くその他の事項	
4 応募資格	3
(1) 応募者の主体	
(2) 法令遵守	
(3) 応募者の資格等の審査及び審査にかかるその他の事項	
(4) 選定者の資格の喪失	
5 応募者の物産館に関する使用の要件	4
(1) 条例の使用許可をする建物	
(2) 使用料	
(3) 光熱水費	
(4) 地方自治法及び条例による使用許可の取り消し等要求水準書	
(5) 原状回復義務地方自治法及び条例による使用許可の取り消し等	
(6) 損害賠償原状回復義務	
(7) その他	
6 質問及び回答	6
(1) 質問期限	
(2) 質問方法	
(3) 回答方法	
7 現場説明会	6
(1) 申込期限	
(2) 申込方法	
8 選定をする際の評価方法	6
(1) 評価基準	
(2) 評価手順	

### （3）選定結果

9 様式集 . . . . . 8

## 1 鳴門市道の駅「第九の里」物産館地場產品等販売事業者募集の趣旨

鳴門市道の駅「第九の里」物産館(以下「物産館」という。)は、地場產品の販売等を通して、地場産業の振興及び地域の活性化を図るとともに、観光の振興に寄与するため設置しているものである。当該募集は、物産館の地場產品販売コーナーで地場產品等の販売に関する事業の実施につき、物産館の設置の目的に沿う事業が展開できる者を公募することである。

## 2 公募により選定された者及び選定方法等

### (1) 公募により選定された者の物産館の利用

公募により選定された者(以下「選定者」という。)は、鳴門市道の駅「第九の里」物産館条例(平成18年鳴門市条例第44号。以下「条例」という。)第4条に基づく使用許可を受けて、使用することができる。また、選定者は、条例第3条第1号及び第3号の事業をすることができる。ただし、鳴門市と選定者の契約行為で当市が明示する契約内容並びに物産館の利用及び活用に関する事項に適合しない場合は、選定を解除することがある。

### (2) 選定方法

応募者が提出した提案書類等により、有識者等による検討委員会で、当該提案内容を総合的に評価し、使用許可の対象となる事業者を選考する。

### (3) スケジュールの概要(日程は、都合により変更される場合がある。)

- ① 募集要項等の公表 令和8年1月9日(金)
- ② 応募申込期間 令和8年1月9日(金)～1月23日(金)
- ③ 現場説明会 令和8年1月16日(金)予定
- ④ 質問受付期間 令和8年1月9日(金)～1月19日(月)
- ⑤ 最終質問回答 令和8年1月21日(水)
- ⑥ 応募資格確認の通知 令和8年1月28日(水)予定
- ⑦ 提案書類の提出期間 令和8年1月30日(金)～2月4日(水)
- ⑧ プレゼンテーション 令和8年2月中旬予定
- ⑨ 選考結果通知(公表) 令和8年2月下旬予定

### (4) プロポーザルに関する書類提出及び問い合わせ先(業務担当課)

〒772-0051 鳴門市鳴門町高島字北679番地(鳴門ウチノ海総合公園パークセンター内)

鳴門市都市建設部公園緑地課 電話 088-683-6556

FAX 088-687-3178 E-mail : koenryokuchi@city.naruto.i-tokushima.jp

※鳴門ウチノ海総合公園パークセンターは休館日が火曜日、業務時間が午前9時～午後5時であるため、申込手続き等においては留意すること。

## 3 応募に必要な書面等の提出について

### (1) 公募型プロポーザル参加申込に必要な書面及び当該書面による応募申込の提出期間

- ① 公募型プロポーザル参加申込書(様式1)

- ② 事業者の業績（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 商業登記事項証明書（商業登記事項証明書を提出できないときは、法人格を証する書面）、貸借対照表及び商業登記法第20条の印鑑を証する書面若しくはこれに準じる印鑑を証する書面並びに損益計算書等の決算を示す書面

ただし、損益計算書等の決算を示す書面の提出については、応募者の自由意思によるものとし、当該書面が提出されなかったとしても、応募資格の欠格事由としません。

- ⑤ 本業務と同種の業務実績を1件以上有していること（同種の業務実績とは、物品・食料品販売業務をいう。）を証する書面（書式は、A4の紙面に記載すること。枚数は自由。）

- ⑥ 提出部数

各1部

- ⑦ 応募申込期間

令和8年1月9日（金）～1月23日（金）午後5時まで

## （2）提案書類の提出（提案を求める項目）及び当該書面の提出期間

- ① 提案書

### ア 事業実施に関する事項

- ・事業実施にあたっての理念
- ・事業の実施体制
- ・販売品及び陳列等の営業についての考え方
- ・鳴門市道の駅「第九の里」物産館条例施行規則（平成18年規則第37号。以下「規則」「という。」）第2条及び第3条に応じた休館日及び営業時間についての考え方
- ・その他事業実施に関するアピール事項

### イ 地域活性化や観光振興に関する事項

- ・周辺施設（ドイツ館及び賀川豊彦記念館）等に対する事業者の考え方に関する事項
- ・その他地域活性化や観光振興に関するアピール事項

- ② 事業を遂行する際に法令等により免許、許可等が必要な場合、当該書面の写し（例 食料品販売で保健所の申請、許可等）

- ③ 提案書の様式

提案書は、A3横長横書きとし、（2）のア及びイに関し、それぞれ2枚以内にまとめ、表題「物産館の地場産品販売コーナー活用提案書」及び提案事業者名を記載した表紙（1枚）、ア、イの順に綴じて提出すること。

なお、提案内容の記載に関する、書式・項数については特に定めないものとする。

- ④ 減額対象メニュー実施計画書（様式6）  
鳴門市道の駅「第九の里」物産館使用料減額取扱要綱に基づき、市が本施設において推進すべき公益的取組を実施する場合は、50%を上限（25,000円／月）とし、使用料を減額する。なお、減額を希望する場合は、減額対象メニュー実施計画書（様式6）に具体的取組内容を記載し、提出するものとする。
  - ⑤ 書面の提出部数  
8部（代表者印押印のもの1部と写し7部）
  - ⑥ 提案書の提出期間  
令和8年1月30日（金）～2月4日（水）午後5時まで
- （3）上記（1）及び（2）の書面の提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日時までに必着のこと。）により、業務担当課へ提出すること。
- （4）上記（1）及び（2）の書面の提出後の取り扱い
- ① 提出後、記載された内容の追加及び変更（提案明らかな表示上の誤記を除く。）は認めないものとする。
  - ② 提出された書面は、返却しない。
- （5）上記（1）から（4）までを除くその他の事項
- ① 書類の作成及び提出に係る費用については、提案者の負担とする。
  - ② 当課が提供した資料は、当課に了解なく公表、使用してはならない。
  - ③ 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準（総評点の6割以上）を満たしていると判断した場合は、使用許可候補事業者を決定する。

#### 4 応募資格

- （1）応募者の主体
- 会社法（平成17年法律第86号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法律に規定する法人格（以下「法人」という。）を有し、かつ、次の事項に掲げる者でなければならない。この場合において、応募者は1法人とし、2法人以上が共同して応募することはできず、又は、個人営業者（商法（明治32年法律第48号）第11条第2項の商号（法令による法人格を有する者の商号を除く。）を有する自然人を含む。）は、応募することができないものとする。
- ① 鳴門市に本店又は営業所を有する法人であること。
  - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続き中である者ないこと。
  - ④ 鳴門市建設工事入札参加資格停止措置要綱及び鳴門市物品業者等指名停止措置

要綱による指名停止期間中でないこと。

- ⑤ 島根市暴力団等排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 令和8年4月1日から令和13年3月31日の期間、継続して物産館の使用許可を受け地場産品販売コーナーにおいて地場産品等の販売に関する事業を行う意思を有すること。
- ⑦ プロポーザル提案者は、本業務と同種の業務実績を1件以上有していなければならない。※同種の業務実績とは、物品・食料品販売業務をいう。
- ⑧ 島根市税の滞納が無いこと。
- ⑨ 応募に必要な書面を準備及び提出できる者

#### (2) 法令遵守

事業を実施するための必要な法令に定める要件を取得している者及び法令遵守をしている者

#### (3) 応募者の資格等の審査及び審査にかかるその他の事項

応募に必要な資格の審査をし、応募資格の確認結果を令和8年1月28日（水）（予定）までに通知する。なお、島根市が公募型プロポーザル参加申込に必要な書面及び提案書類について説明を求めた場合は、応募者は、島根市が指定する口頭若しくは書面で応じなければならないものとする。

#### (4) 選定者の資格の喪失

- ①応募者は、5の応募者の物産館に関する使用の要件の（1）から（7）までの要件を承認しない場合は、応募による選定者の資格を喪失するものとする。
- ②次に該当する場合には、失格とする場合がある。
  - ア 提出書類に虚偽の記載がある場合。
  - イ 選定結果に影響を与えるような不公正若しくは不当な行為を行った場合。
  - ウ その他、不適当と認められた場合。

### 5 応募者の物産館に関する使用の要件

#### (1) 条例の使用許可及び使用する建物（建物に付合する動産及び従物を含む。）

①建物の所在 島根市大麻町桧字東山田53番地

島根市道の駅「第九の里」物産館内地場産品販売コーナー  
(配置図参照)

床面積 約158m<sup>2</sup>

②事業 地場産品等の販売及び物産館の設置の目的を達成

③対象者 食料品及び物品販売業の運営実績がある事業者（法人）で、島根市道の駅「第九の里」物産館及び周辺施設のにぎわい創出への寄与が期待できる事業者

④休館日 ア 每月第4月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

イ 12月28日から12月31日まで

※規則第2条の規定により、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

⑤開館時間 午前9時から午後5時

※規則第3条の規定により、市長が必要と認めたときは、これを延長し、又は短縮することができる。

⑥使用許可の効力を有する期間

使用許可の効力を有する期間は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第208条第1項の期間において毎年4月1日以降に使用許可を得た日に生じ、翌年3月31日に消滅する。また、使用の期間は、1年以内とする(条例第6条第1項)。この場合において、使用の期間は、当該期間満了後引き続き使用をしようとする者は、期間の延伸の使用許可を受けることができる(条例第6条第2項)。ただし、延伸による使用許可は、使用許可の始期から5年を超えて行うことはできないものとする(規則第9条第2項)。

(2) 使用料(条例第5条)

50,000円／月(条例別表の地場産品販売コーナーの使用料月額)

(3) 光熱水費(条例第7条)

物産館の光熱水費は、使用者が全額負担とするものとする。

(4) 法及び条例による使用許可の取り消し等

①鳴門市が公用若しくは公用に供するため物産館を必要としたとき(法第238条の4第9項)は、使用許可を取り消すものとする。

②使用者が条例若しくは使用許可の条件に違反し(法第238条の4第9項若しくは条例第10条第1号)、又は、管理上支障が認められる(条例第10条第2号)ときは、使用許可を取り消し、又は、使用を制限し、若しくは、停止することができる。また、当該募集要項に定める事項は、条例第4条第2項の条件とし、当該応募により提出する書面の虚偽若しくは偽造、使用許可があった後の応募資格の喪失に該当する事実その他の事由が生じた場合は、条例第10条第1号の「この条例又は使用許可条件に違反したとき。」を適用し、使用許可を取り消し、又は、使用を制限し、若しくは、停止することができるものとする。

③鳴門市が①若しくは②により使用許可を取り消した場合は、相当な期間を定めた催告をすることなく、直ちに賃貸借関係(法第238条の4第8項により借地借家法(平成3年法律第90号)を適用しない。)を解除(使用許可の取り消しで債務者である鳴門市の履行不能による解除(民法第542条第1項第1号))するものとする。

(5) 原状回復義務(条例第12条)

使用者は、物産館の使用を終了したとき、又は、使用許可を取り消し、若しくは停止されたときは、速やかに物産館を原状に回復しなければならないものとする。使用者が建物に造作したものは、使用者の費用で撤去するものとし、当該造作の買い取り

を請求することができないものとする。

(6) 損害賠償

使用者は、(4)により使用許可の取り消し等を受けたことによる損害賠償は、鳴門市に請求できないものとする。

(7) その他

上記(1)から(6)までの他の詳細の事項については、法、条例及び規則に従うものとし、その他の事項は、鳴門市が別に定めるものとする。

## 6 質問及び回答

下記の通り文書により質問を受け付ける。

(1) 質問期限 令和8年1月19日(月)午後5時

(2) 質問方法 業務担当課まで、様式4によりFAX又はメールにて行うこと。

(3) 回答方法 FAXまたはメールにて回答するとともに、公平性を期するために、隨時鳴門市公式ウェブサイトで公表する。

## 7 現場説明会

現場説明会は、下記により申込があった場合のみ実施するものとする。

(1) 申込期限 令和8年1月14日(水)の午後5時

(2) 申込方法 業務担当課まで、様式5によりFAX又はメールにて行うこと。

## 8 選定をする際の評価方法

有識者等で構成する検討委員会において、提案事業者による提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションを評価し、選定する。なお、プレゼンテーションの詳細については、応募者に別途通知する。

(1) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
法人の活動の実績及び能力	法人の営業その他活動実績	20
	法人の財務及び物産館を利用する営業若しくは活動能力	20
提案内容	物産館における営業若しくは活動方針(コンセプト)	20
	個別の営業若しくは活動の内容	20
	営業及び活動の体制	20
合計得点		100

(2) 評価手順

検討委員会の委員が(1)基準に基づき評価し、合計得点の総合計が最も高い者を使用許可候補事業者とし交渉を行う。総合計が最も高い者が複数ある場合は、以下の順にて使用許可候補事業者を選定する。

- ① 評価項目中、提案内容の総合計が最も高いもの。
- ② 評価項目中、最高得点を取得した配点項目が最も多いもの。

なお、使用許可候補事業者は、一定の得点を満たす者に対し、総合計の高い順に第1位から順に使用許可候補順位を付し、選定後に辞退等があった場合には、次順位の事業者を使用許可候補者に繰り上げ、交渉を行うものとする。

また、本プロポーザルにおいては、提案事業者が1者であっても審査及び評価を行う。この場合において、総得点が6割以上であるときのみ、その提案事業者を使用許可候補事業者とする。

### (3) 選定結果

令和8年2月下旬頃に通知を発送する。

なお、評価結果は、鳴門市公式ウェブサイトにて公表するものとし、提案事業者名を公表する場合がある。

(様式 1)

物産館の地場産品販売コーナー活用提案

参 加 申 込 書

年 月 日

鳴門市長 殿

物産館の地場産品販売コーナー活用提案に関する公募型プロポーザルへの参加を申込みします。また、本プロポーザルの応募資格及び提出書面の内容については、事実と相違がないことを誓約します。

所 在 地	〒
商号又は名称	
代表者職氏名	印

担当者所属・職・氏名	
書類等の送付先 (上記所在地と異なる場合)	
連 絡 先	電話番号
	FAX 番号
	E-mail アドレス

(様式2)

## 業 績 書

区分	事 項		
商号、名称 代表者職氏名			
沿革	年 月創業		
特約店又は代理店となっている会社等の名称			
主たる仕入先			
従業員数 (内、障害者数)	正規職員	非正規職員	計
	人 (人)	人 (人)	人 (人)
自己資本の額 (千円未満 切り捨て)	資本金(元入金) 千円		
	繰越利益剰余金 千円		
	資本の部の合計 千円		
営業実績 (千円未満 切り捨て)	前々年度売上高 A 千円		
	前年度売上高 B 千円		
	平均 (A+B) / 2 千円		

- 注 1 「従業員数」欄は、申請日における従業員の数を記入すること。  
2 「自己資本の額」は、申請日の直前の決算時における額を記入すること。  
3 「営業実績」欄は、申請日の直前2年の各営業年度における営業実績を記入すること。  
4 公募業務と同種の業務実績を記した資料を添付すること。

(様式3)

## 誓 約 書

年 月 日

鳴門市長 殿

住所又は所在地

商号又は名称

(ふりがな)

氏 名

印

(代表者の職氏名)

私は、下記に該当しないことを誓約します。また、将来においても該当することはあります。この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、当方の個人情報を警察に提供することに同意します。

記

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

### ◎暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

- 1 入札参加資格者等及びそれらの役員等が、暴力団又は暴力団員であるとき。
- 2 入札参加資格者等及びそれらの役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 3 入札参加資格者等及びそれらの役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供与し、又は、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 4 入札参加資格者等及びそれらの役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 入札参加資格者等及びそれらの役員等が、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これらを不當に利用する等していると認められるとき。

(様式4)

## 質問書

年 月 日

物産館の地場産品販売コーナー活用提案に関する提案にあたり、次の点について質問します。

商号又は名称	
質問者（担当者） 所属・職・氏名	
質問事項	
内 容	

※ 欄が不足する場合は、任意の様式を追加して記載してください。

(様式5)

## 現場説明会参加申込書

年 月 日

住所又は所在地  
商号又は名称

物産館の地場産品販売コーナー活用提案に関する現場説明会について、以下のとおり申しあげます。

会社名	参加者名	所属部署名

担当者所属・職・氏名	
書類等の送付先 (上記所在地と異なる場合)	
連絡先	電話番号
	FAX番号
	E-mail アドレス

\*) 当日の時間等は市より後日、上記連絡先に連絡します。

\*) 参加者は、3名以内とします。

(様式6)

## 減額対象メニュー実施計画書

年 月 日

商号又は名称  
担当者（所属・職・氏名）

物産館の地場産品販売コーナーにおける減額対象メニューの実施について、以下のとおり計画書を提出します。

減額対象メニュー	実施の有無	具体的取組内容
地場産品の販売（紹介） コーナーの設置 ※減額：7,500 円／月	有 • 無	
観光情報発信コーナーの設置 ※減額：7,500 円／月	有 • 無	
災害対応に関する取組の実施 ※減額：5,000 円／月	有 • 無	
地元雇用の創出（鳴門市民雇用率30%以上） ※減額：5,000 円／月	有 • 無	

※ 欄が不足する場合は、任意の様式を追加して記載してください。